六　法第十四条の六において準用する法第十四条の三の規定による命令を受けたこと。

七　産業廃棄物処理施設を設置している場合において、法第十五条の二の七、第十九条の三又は第十九条の五第一項の規定による命令を受け、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する特別管理産業廃棄物の数量が特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限に達したこと。

（法第十四条の四第十三項の規定による通知の手続）

第十条の十八の三　法第十四条の四第十三項の規定による通知は、前条各号に掲げる事由が生じた日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

一　特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　前条各号に掲げる事由が生じた年月日及び当該事由の内容

（通知の写しの保存期間）

第十条の十八の四　法第十四条の四第十四項の環境省令で定める期間は、五年とする。

第十条の十九中「第十四条の四第十四項ただし書の規定による」を「第十四条の四第十六項ただし書の」に改める。

第十条の二十中「第十四条の四第十五項の規定による」を「第十四条の四第十七項の」に改める。

第十条の二十一第一項の表以外の部分中「第十四条の四第十六項」を「第十四条の四第十八項」に改め、「規定による」を削り、「特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の帳簿の記載事項」を「事項」に改め、同条第三項中「第十四条の四第十六項」を「第十四条の四第十八項」に改める。

第十条の二十二第二項中「第九条の二第二項」の下に「（第十五号に係る部分を除く。）」を加え、「同条第三項第一号中「法第十四条第一項」とあるのは「法第十四条の四第一項」と、「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同項第二号表ハ及びホ中「産業廃棄物収集運搬業」とあるのは「特別管理産業廃棄物収集運搬業」と、同号表ヘ中「第十条の二」とあるのは「第十条の十四」と、同号表チ及びヌ中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」」を「同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の十二の二各号」と、同条第四項中「申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度）に係る」とあるのは「に係る」」に改め、「「第十条の二十二第二項」とあるのは「この項」と」及び「、それぞれ」を削り、同条第三項中「第五号」の下に「及び第九号」を加え、「、第六号」を「中「事業」とあるのは「変更に係る事業」と、同項第四号中「産業廃棄物の処分」とあるのは「特別管理産業廃棄物の処分」と、「埋立処分及び海洋投入処分」とあるのは「埋立処分」と、同条第六号」に、「同条第三項第一号中「法第十四条第六項」とあるのは「法第十四条の四第六項」と、「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」と、同項第二号表ハ、ホ及びル中「産業廃棄物処分業」とあるのは「特別管理産業廃棄物処分業」と、同号表ヘ中「第十条の六」とあるのは「第十条の十八」と、同号表ト、リ、ヌ及びワ中「産業廃棄物」とあるのは「特別管理産業廃棄物」」を「同条第三項中「次条各号」とあるのは「第十条の十六の二各号」と、同条第四項中「（申請者が令第六条の十一第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第七項の許可の更新を受けようとする者である場合にあつては、直前の二事業年度）に係る」とあるのは「に係る」」に改め、「「第十条の二十二第三項」とあるのは「第十条の二十二第三項において読み替えて準用する第十条の四第二項（第五号及び第九号に係る部分を除く。）から第六項まで」と」に改める。

第十条の二十三第一項中「規定による」を削り、同項に次の一号を加える。

二　法第十四条の六において準用する法第十四条の三の規定による許可を受けたこと。

八　特別管理産業廃棄物収集運搬業者にあつては、当該許可をした都道府県知事の管轄区域内の特別管理産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行う特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に係る法第十四条の四第一項の許可（当該都道府県知事による同項の許可を除く。第三項において「積替え許可」という。）の有無

第十条の二十三第三項に次の一号を加える。

七　第一項第八号に掲げる事項の変更の届出（新たに積替え許可を受けた場合においてするものに限る。）については、当該積替え許可に係る第十条の十四に規定する許可証の写し

第十条の二十三の次に次の一条を加える。

第十条の二十三の二　特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、法第十四条の五第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による変更の届出をする場合において、当該届出に係る事項が第十条の十四又は第十条の十八に規定する許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けることができる。

第十一条第五項中「規定による」を削り、同項第七号中「法第十四条第五項第二号ニに規定する」を削り、同条第六項第七号中「損益計算書」の下に「、株主資本等変動計算書、個別注記表」を加え、同項第十三号中「法第十四条第五項第二号ニに規定する」を削り、同条第八項中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に、「第十二条の十一の四第三項、第十二条の十一の五第三項」を「第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項」に改める。

第十二条中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に、「すべて」を「全て」に改める。

第十二条の二から第十二条の四までの規定中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改める。

第十二条の五中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（定期検査の申請）

第十二条の五の二　法第十五条の二の二第一項の検査を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第二十号の二による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　産業廃棄物処理施設の設置の場所

三　産業廃棄物処理施設の種類

四　許可の年月日及び許可番号

（定期検査の期間）

第十二条の五の三　法第十五条の二の二第一項の環境省令で定める期間は、法第十五条の二第五項の検査を受けた日、直近において行われた法第十五条の二の六第二項において準用する法第十五条の二第五項の検査を受けた日又は直近において行われた法第十五条の二の二第一項の検査を受けた日のうちいずれか遅い日から五年三月以内とする。

（定期検査結果の通知）

第十二条の五の四　都道府県知事は、法第十五条の二の二第一項の検査を行つたときは、様式第二十号の三による検査の結果を通知する書面を交付するものとする。

第十二条の六中「第十五条の二の二」を「第十五条の二の三第一項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第九号中「措置」の下に「（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）」を加える。

第十二条の七中「第十五条の二の二」を「第十五条の二の三第一項」に改める。

第十二条の七の八中「第十五条の二の四」を「第十五条の二の五」に、「第十二条の七の三」を「第十二条の七の五」に改め、同条を第十二条の七の十八とする。

第十二条の七の七中「第十五条の二の四」を「第十五条の二の五」に改め、同条を第十二条の七の十七とする。

第十二条の七の六中「第十五条の二の四」を「第十五条の二の五」に改め、同条を第十二条の七の十六とする。

第十二条の七の四中「第十五条の二の三」を「第十五条の二の四」に、「に規定する環境省令」を「の環境省令」に改め、同条第一号中「地方公共団体」の下に「（港務局を含む。）」を加え、同条を第十二条の七の六とし、同条の次に次の九条を加える。